



ながぬま

令和6年 7月号
岡山警察署 駐在所
真沼 74-1506
長 TEL



7月は青少年の非行問題に取り組む全国強調月間です。

子供たちにとって待ちに待った夏休み。学校以外で様々な体験ができる機会ですが、学校から解放されて子供たちに気もゆるみがちになり、深夜はいかいや飲酒、喫煙など非行の兆候が出やすい時期でもあります。

近年はスマートフォンやインターネット接続型のゲーム機が普及し、児童買春や児童ポルノ等の被害に遭ったり、詐欺や脅迫等の事件に巻き込まれる事が懸念されます。

保護者の方はスマートフォンのフィルタリングや家庭でのルールについて話し合う等、犯罪被害の未然防止のための活動をお願いします。



危険 ルールを無視した
**ペダル付き
電動バイク**

ペダル及びモーターを備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの
- 駆動補助機付自転車(いわゆる電動アシスト自転車)のアシスト比率の基準を超えるもの

自転車ではなく、一般原動機付自転車又は自動車です!!

モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール(無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等)が適用されます。

公道を走行するために必要なこと

Check 01 一般原動機付自転車等を運転することのできる運転免許	Check 02 ブレーキランプ、ウィンカー、バックミラー等の備付け
Check 03 ナンバープレートの取付け・表示 x1234	Check 04 自動車損害賠償責任保険(共済)への加入

自転車検定書

ルールの無視は罰則の対象です!

- 歩道を走行してはいけません
- 乗車用ヘルメットを着用しなければなりません
- 車両用信号を遵守しなければなりません 標識も守らなければなりません
- ナンバープレートの取付け・表示をしなければなりません

保安基準に適合しなければなりません

- バックミラー
- クラクション
- ウィンカー
- ヘッドライト
- ブレーキ など

自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用(購入)する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。

TSマーク

型式認定を受けているものはこちら



運転するには免許が必要です!

